

令和元年度土木工事標準積算基準（令和元年9月18日付第201900159099号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後					改定前				
第1編 総則 第1章 略 第2章 工事費の積算 1) 略 2) 間接工事費 1.～2. 略 3. 現場管理費 (1)～(6) 略 (7)現場管理費の計算 別表第2 第1表					第1編 総則 第1章 略 第2章 工事費の積算 1) 略 2) 間接工事費 1.～2. 略 3. 現場管理費 (1)～(6) 略 (7)現場管理費の計算 別表第2 第1表				
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b			A	b		
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川工事	43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	河川・道路構造物工事	42.50	457.7	-0.1508	20.11
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	海岸工事	27.72	113.6	-0.0895	17.78
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	道路改良工事	33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	鋼橋架設工事	48.12	302.3	-0.1166	26.98
PC橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	PC橋工事	30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	舗装工事	40.32	667.7	-0.1781	16.66
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	砂防・地すべり等工事	45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	公園工事	42.43	385.5	-0.1400	21.18
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	電線共同溝工事	60.30	2,406.6	-0.2339	18.89
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	情報ボックス工事	53.99	1,690.4	-0.2185	18.26
第2表					第2表				
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b			A	b		
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	橋梁保全工事	64.94	1,622.9	-0.2042	30.15
第3表					第3表				
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b			A	b		
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	道路維持工事	59.78	628.9	-0.1622	31.69
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	河川維持工事	41.92	171.5	-0.0971	28.67

第4表

対象額 適用区分 工種区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	<u>50.01</u>	<u>397.4</u>	-0.1286	<u>25.30</u>
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		<u>44.97</u>	<u>220.0</u>	-0.0985	<u>26.69</u>
下水道工事	(1)	<u>34.56</u>	<u>56.6</u>	-0.0306	<u>29.39</u>
	(2)	<u>37.79</u>	<u>229.8</u>	-0.1120	<u>20.88</u>
	(3)	<u>32.44</u>	<u>52.7</u>	-0.0301	<u>27.66</u>

第5表

対象額 適用区分 工種区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		<u>22.92</u>	<u>333.0</u>	<u>-0.1371</u>	<u>15.59</u>
フィルダム		<u>33.56</u>	<u>184.8</u>	-0.0874	<u>26.24</u>

以下 略

第4表

対象額 適用区分 工種区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	<u>49.99</u>	<u>397.3</u>	-0.1286	<u>25.29</u>
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		<u>44.93</u>	<u>219.8</u>	-0.0985	<u>26.66</u>
下水道工事	(1)	<u>34.44</u>	<u>56.4</u>	-0.0306	<u>29.29</u>
	(2)	<u>37.59</u>	<u>228.2</u>	-0.1119	<u>20.77</u>
	(3)	<u>32.26</u>	<u>52.4</u>	-0.0301	<u>27.50</u>

第5表

対象額 適用区分 工種区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		<u>22.90</u>	<u>332.0</u>	<u>-0.1370</u>	<u>15.57</u>
フィルダム		<u>33.52</u>	<u>184.6</u>	-0.0874	<u>26.21</u>

以下 略